

新法民泊に伴うマンション標準管理規約の改正等について

1. マンション標準管理規約を以下のとおり改正予定

新法民泊を実施する場合

第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができる。

新法民泊を禁止する場合

第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

関連の留意事項

コメント（解説）において

- 家主居住型のみ可能とする場合
- 新法民泊の実施にあたり管理組合への届出を求める場合
- 新法民泊を禁止することに加え、広告掲載も禁止する場合の規定例等も提示

➡ 新法成立を踏まえ、6月19日～7月18日までパブリックコメントを実施、夏頃に決定・通知予定。

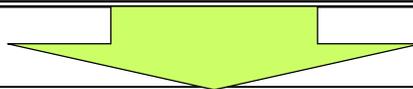
2. 届出時に確認

「規制改革実施計画」平成28年6月2日閣議決定（抜粋）

< 枠組み >

○届け出制とし、以下の事項を義務化する。

- ・（集合住宅（区分所有建物）の場合）管理規約違反の不存在の確認



○住宅提供者の届出の際に、管理規約への違反がないことの確認を求める方向（省令事項とする予定）

※管理規約の改正には一定の期間を要することから、管理規約上に、民泊を明確に禁止する規定がない場合であっても、管理組合の総会・理事会決議を含め、組合として禁止する方針が決定されていない旨について届出を求める予定